IFRIC® Update
From the IFRS® Interpretations Committee

2026 年 9 月

IFRIC Update 2026 年 9 月

関連情報

作業計画

一貫した適用の支援

IFRIC *Update* は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は IFRIC *Update* アーカイブで見つけられる。

委員会は 2026 年 9 月 15 日から 16 日に会議を行い下記について議論した。

目　次

委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） ― アジェンダ・ペーパー2-2A
- 残存価額の見積り（IAS 第 16 号「有形固定資産」） ― アジェンダ・ペーパー4
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性投資の売却（IFRS 第 9 号「金融商品」） ― アジェンダ・ペーパー5

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

- 支配の再検討（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」） ― アジェンダ・ペーパー3

その他の事項

- 仕掛中の作業 ― アジェンダ・ペーパー6

IFRIC Update への補遺―委員会のアジェンダ決定

- 支配の再検討（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」） ― アジェンダ・ペーパー3

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認められない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」）― アジェンダ・ペーパー2-2A

2026年11月30日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)に定められているように、企業が保有している資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを企業がどのように評価するのかを質問した要望書を受け取った。

適用される要求事項

純損益計算書において収益及び費用を分類するために、IFRS 第 18 号の第 49 項は、企業が特定の主要な事業活動（すなわち、(a)特定の種類の資産への投資（IFRS 第 18 号の第 53 項参照）又は(b)顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価することを企業に要求している。

IFRS 第 18 号の第 53 項(c)は、「［IFRS 第 18 号の］第 55 項から第 58 項で特定の主要な事業活動を有する企業について要求されるものを除き、企業は、以下からの…収益及び費用を［純損益計算書の］投資区分に分類しなければならない。…(c) その他の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合）」と述べている。

IFRS 第 18 号の B46 項は、第 53 項(c)における、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産には、通常、次のものが含まれると述べている。

a. 負債性投資又は資本性投資
b. 投資不動産、及び当該不動産が生み出す賃料に係る債権

IFRS 第 18 号の B48 項は、企業が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用する資産は、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さず、このような資産には、通常、次のものが含まれると述べている。

a. 有形固定資産
b. 収益及び費用が営業区分に分類される財又はサービスの製造又は供給から生じる資産（例えば、そうした財及びサービスに係る債権）
c. 企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合には、顧客に対する貸付金

IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の要求事項の適用

企業は、保有している資産が第 53 項(c)に定められている種類のものであるかどうかを評価するにあたり判断を適用し、IFRS 第 18 号の B45 項から B49 項は企業が当該判断を行うのに役立つ要求事項を含んでいる。

B45 項から B49 項を適用する企業は、第 53 項(c)の要求事項の文脈において適用する。したがって、B48 項を適用するにあたり、企業は、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを評価する目的上、企業が当該資産を財又はサービスを製造又は供給するために他の資源と組み合わせて使用しているかどうかを検討する。

委員会は、資産と企業の他の資源との間に何らかの相互関係がある場合であっても、当該資産が企業の他の資源から「個別にかつおおむね独立して」リターンを生み出す可能性があることに着目した。例えば、投資不動産は、通常、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産である（IFRS 第 18 号の B46 項(b)）が、企業の他の資源のいくつかを使用して維持されることが多い。

第 53 項(c)の要求事項の負債性投資及び資本性投資への適用

要望書は、投資ファンドが自らの保有している金融資産（負債性投資又は資本性投資など）が IFRS 第 18 号の第 53 項(c)に定められている種類のものであるかどうかをどのように評価するのかを質問していた。

B46 項(a)を適用して、金融資産（負債性投資及び資本性投資など）を保有している企業は、通常、当該資産は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すと結論を下す。

B48 項は、通常は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない資産の例示を含んでいる。これらの例示のうちの 2 つは負債性金融商品である。すなわち、(1) 収益及び費用が営業区分に分類される財及びサービスの製造又は供給から生じる債権、及び(2) 企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合には、顧客に対する貸付金である。

委員会は、B48 項における負債性金融商品の例示が、顧客への財又はサービスの製造又は供給から生じる負債性金融商品であることに着目した。

したがって、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)及び IFRS 第 18 号の B45 項から B49 項における関連する適用指針を適用するにあたり、次のようにする。

a. 企業は通常、自らが保有している負債性投資及び資本性投資は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すと結論を下す。例えば、負債性投資又は資本性投資を保有している投資ファンドは、通常、当該投資はそのようなリターンを生み出すと結論を下す。
b. しかし、顧客への財又はサービスの製造又は供給から生じる負債性金融商品を保有している企業は、通常、当該金融商品は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さないと結論を下す。

結　論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項は、第 53 項(c)の文脈において、企業が保有している資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを企業が評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、要望書に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと［決定した］。

残存価額の見積り（IAS第16号「有形固定資産」）― アジェンダ・ペーパー4

2026年11月30日までコメントを募集

委員会は、企業が IAS 第 16 号に従って有形固定資産の項目の残存価額をどのように見積るのかに関する要望書を受け取った。具体的には、要望書は、企業の残存価額の見積りは当該項目の耐用年数の終了時における当該項目の予想される経過年数及び状態以外の将来の動向（その他の予想される将来の動向）を反映するのかどうかを質問していた。

事実パターン

要望書に記述された事実パターンでは、次のとおりである。

a. 企業は自動車を製造し、顧客にリースする。リース期間は通常は 3 年であり、自動車の経済的耐用年数よりも著しく短い。企業はリースした自動車をリース期間の終了時に売却する。
b. 企業は当該リース契約をオペレーティング・リースに分類し、リースした自動車を有形固定資産として認識する。企業はリースした自動車を IAS 第 16 号の原価モデルを使用して測定し、リース期間にわたり定額法で減価償却する。

要望書は、リースした自動車の残存価額の見積りにおいて企業はその他の予想される将来の動向を反映することを要求されるかどうかを質問している。

IAS 第 16 号の要求事項の適用

IAS 第 16 号の第 6 項は、資産の残存価額を「資産の耐用年数が到来し、耐用年数の終了時点で予想される当該資産の状態であったとした場合に、企業が当該資産を処分することにより現時点で得るであろう見積金額（処分コストの見積額を控除後）」と定義している。

委員会は、残存価額の定義は、資産がすでに耐用年数の終了時点で予想される経過年数及び状態であったとした場合に、企業が当該資産を処分することにより現時点で得るであろう金額（すなわち、企業が報告日時点で得るであろう金額）を見積ることを企業に要求していることに着目した。その際に、企業は次のようにする。

a. その他の予想される将来の動向を、企業が当該資産を処分することにより現時点で得るであろう金額にそうした動向が影響を与える範囲で（すなわち、それらの動向が現在の価格に影響を与える範囲で）反映する。例えば、資産を陳腐化させる可能性のある予想される将来の技術的変化は、企業が当該資産について現時点で得るであろう金額に影響を与える可能性がある。
b. その他の予想される将来の動向を、企業が当該資産について得ることとなる金額に将来においてのみ影響を与えるであろう範囲（すなわち、将来の価格のみに影響を与える範囲）では反映しない。例えば、報告日と資産の耐用年数の終了時との間の物価上昇は、企業が当該資産について得ると見込む金額に将来においてのみ影響を与える可能性がある。

結　論

委員会は、IAS 第 16 号における原則及び要求事項は、企業が有形固定資産の項目の残存価額を見積るにあたりその他の予想される将来の動向を反映することを要求されるかどうかを企業が判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、要望書に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと［決定した］。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性投資の売却（IFRS第9号「金融商品」）― アジェンダ・ペーパー5

2026年11月30日までコメントを募集

委員会は、企業が資本性金融商品に対する投資を IFRS 第 9 号に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した場合に、当該投資の公正価値と当該投資の売却時に受け取った対価との間の差額を、当該企業がどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

企業は IFRS 第 9 号の 5.7.5 項に従って資本性金融商品に対する投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した。企業はその後に当該投資を売却し、企業が当該投資に対して受け取った対価は当該投資の処分日現在の公正価値と異なる。

要望書は、企業は当該投資の処分日現在の公正価値と企業が当該投資の処分時に受け取った対価との間の差額を純損益又はその他の包括利益のどちらで会計処理するのかを質問している。

発見事項及び結論

委員会が［現在までに］収集した証拠は、IFRS 第 9 号の要求事項の当該事実パターンへの適用において影響を受ける企業に対して重要性がある影響を与える可能性のある多様性はほとんどないことを示している。フィードバックが示唆しているところでは、企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品に対する投資について、一般的には当該投資の処分日現在の公正価値と企業が当該投資の処分時に受け取った対価との間の差額をその他の包括利益に認識している。

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は、要望に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと［決定した］。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

支配の再検討（IFRS第10号「連結財務諸表」）― アジェンダ・ペーパー3

委員会は、IFRS 第 10 号の第 8 項に従って、投資先の管理文書が修正される際に企業は投資先に対する支配を保持するかどうかを再検討するのかどうかに関して 2026 年 3 月の IFRIC Update で公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）は、このアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

仕掛中の作業― アジェンダ・ペーパー6

委員会は、2026 年 9 月の会議で議論されなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺ー委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入するとともに、重要性がある場合には、当該変更に関する開示が IFRS 会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

支配の再検討（IFRS第10号「連結財務諸表」）― アジェンダ・ペーパー3

2026年10月公表[1]

委員会は、IFRS 第 10 号の第 8 項に従って、企業は投資先の管理文書が修正される際に投資先に対する支配を保持するかどうかを再検討するかどうかを質問した要望書を受け取った。企業が投資先を支配しているかどうかについての企業の結論は、そのような再検討の結果として変化する場合も変化しない場合もある。

事実パターン

企業は、投資先が設立された際に投資先の目的及び設計に関与した。その時点で、企業は、IFRS 第 10 号を適用して、投資先を支配していると結論を下した。後日、投資先の管理文書は、投資先の関連性のある活

動の変化のほか、その関連性のある活動に関する企業及び他の当事者の権利の変化を生じさせる可能性のある方法で修正された。

質　問

要望書は、IFRS 第 10 号の第 8 項を適用して、投資先の管理文書の修正が、投資先に対する支配を保持しているかどうかの再検討を企業に要求するかどうかを質問している。

発見事項

委員会が収集した証拠により、要望書に記載された事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討するかどうかの決定における多様性はないことが示された。フィードバックは、その事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討することを示唆している。

結　論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記述されている事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は、要望書に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと決定した。

[1]「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2026 年 10 月の会議で、IASB はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。